

源地域における諸問題の解決に取り組むことが最重要と考えています。

水道事業

問 石綿セメント管の使用範囲及び敷設替え計画について伺いたい。

答 大洲市上水道の配水管は、延長約24kmでその内石綿セメント管の延長は約16kmです。石綿セメント管は、昭和32年度に上水道工事を開始してから昭和56年度の第3次拡張事業完了まで敷設をしていますが、現在は使用していません。口径200ミリ以上の主な配水管は、菅田の能登配水池から松ヶ花を経由して五郎駅までと、松ヶ花から新谷町内を経由して帝京高校付近までと、憲森簡易郵便局前から中央病院まで敷設しています。なお、若宮踏切付近から大洲駅前までの配水管は開設当初より敷設替えをしていないため石綿セメント管が残っています。この石綿セメント管の敷設替えの計画は特にありませんが、今のところ国道、県道及び市道の改良工事時に合わせて行いたいと考えています。なお、漏水はその都度対

処することとし、若宮地区については、肱北地区下水道工事施工時に順次敷設替えをしたいと考えています。

子育て支援

問 ファミリー・サポート事業ほか子育て支援についての基本的な考え方について伺いたい。

答 大洲市においては、平成17年3月に平成21年度を目標とした「前期5ヵ年の大洲市次世代育成支援行動計画」を策定しましたが、この計画の中ではファミリー・サポート・センターの設置については保育ニーズの多様化に対応して相互支援体制づくりを検討することとしています。次に、子育て支援の基本的な考え方としては、①子どもが健やかに育ち、自立するまちづくり②親が安心して子どもを生み、育てられるまちづくり③地域が子どもと子育てを支えるまちづくり、この3つを施策の柱として、親が子育てを楽しみ、誇りに思い、子育てをしながらいきいきと輝けるよう、親同士、地域や行政が支えるとともに、市民が見守り、子どもの自立を支援

することとし、まちづくりを推進することとしています。

地域審議会

問 市町村合併に伴い、重要な課題を協議するために、旧4市町村に15人の地域審議会を設置することになつていて、委員の構成やその後の活動、現状について伺いたい。

答 委員の選任方法については、地域の実情を踏まえ、当該支所長が候補者を推薦し、地域審議会担当部長が調整し、市長が選任することになつています。委員の構成について、公共的団体役職員等及び学識経験者の委員選考に当たっては地域性にも配慮をし、福祉保健、商工観光、農林水産、教育文化等幅広く選考をしています。また、「3割以上の女性の登用」などの事項を考慮することともに、大洲市が設置している他の審議会等の委員さんとできるだけ重複しないよう選考しています。本年度の地域審議会は、11月14日に大洲地域、18日には長浜地域、24日に肱川地域、25日に河辺地域をそれぞれ開催し、審議会の概要、新市建設計画の概要、大洲市総合計画

の策定スケジュール、財政状況などを説明するとともに、それぞれの審議会において会長、副会長の選出を行つていただいている。

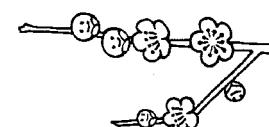
指定管理者制度

問 指定管理者制度のメリット及びデメリット、また当市の施設への導入についてどう考えているのか伺いたい。

答 メリットについては、民間事業者等が参入することができるようになりましたので、事業者のノウハウによりサービス向上やコスト削減を図ることができ、施設利用者の増大にもつながります。デメリットについては、コスト主義やサービス向上を意識するあまり、公共施設の公的な性格を見失ってしまう可能性があることや公募等により市外の企業等が参入した場合、地元企業の活性化につながらない場合があることなどが考えられます。導入に関しては、改正前の地方自治法の規定に基づき公共的団体等に管理委託を行つてある施設を優先して指定管理者制度へ移行していくこととして準備を進めています。

財政重建への強い意思表示
問 今後財政再建のために市民生活に影響が出てくると思うが、どのように進めていくのか、理事者の強い意思表示が必要であると思うが市の見解を伺いたい。

答 現在大洲市行政改革大綱を策定中であり、その中で具体的な行財政改革の取り組みや数値目標も設定します。厳しい財政環境を考えるとき、歳入歳出両面にわたる全ての面で痛みを伴う、厳しい取り組みにならざるを得ないと考えています。市民の皆様のご理解やご協力を得ながら策定した大綱を実行することで、私たちの真剣な意思や取り組みを感じていただけるものと思っています。今後とも市民の皆様に情報を公開しながら、市民の皆様が納得する行政水準の維持と行財政改革の取り組みとのバランスある市政運営を行つていただきたいと考えています。ご理解ご協力をお願いします。



常任委員会審査報告

委員会に付託された議案等について審査を行いました。

総務文教委員会

委員長 矢間一義

問 愛媛地方税滞納整理機構の設立について
答 滞納事務処理を機構に移管する場合、どのような基準を設け、年間何件くらいを考えているのか。

答 移管の選定基準は、再三の催告に応じない滞納者や高額な市税等の滞納者であり、移管件数は年50件程度を考えている。

問 少年自然の家の修繕について

答 今回の工事は応急的な対応であり、改修の必要性は理解できるが、当施設は築60年以上経過しており、今後も継続して運営するためには大規模改修は避けられないのではないか。多額の財政負担を考えると廃止も含めた検討が必要ではないのか。また、地元に運営を任せといつた利用目的の変更や管理体制の見直しも視野に入れた協議が必要

つており、大洲市では既存の建物で1、2箇所の物件が想定されている。

合併補助金について

問 大洲市に対しては国からの合併補助金の枠が3億6千万円程度あるが、今回の元大洲警察署体育館敷地の取得費用充当後の残りの補助金についてはどのような検討をなされているのか。

答 合併成立年度から3ヵ年度の助成措置があり、16年度には約1,400万円充當済みで、今年度は1億6千万円程度の予定であり、18年度に使用できる残りの1億8千万円については、現在要望を取りまとめている段階である。

市民福祉委員会

委員長 向井敏憲

問 保育所の民営化と統廃合等について

答 本市における産業の振興、雇用機会の増大を図るために、情報サービス・調査業を含む事業者に対する投下固定資産額1億円以上という条件の除外と雇用促進奨励金等の交付をしようとするものである。奨励金の交付期間は3年間で、新規雇用者1人に対して50万円、最大5千万円まで交付ができる。現在県外の2業者が愛媛県内で調査を行

また、統廃合については、特に中山間地域の定員を下回っている保育所について、活性化の問題や保護者の送迎問題などの様々なデメリットのことも考慮し、検討委員会での議論を通じて方向性を見出していくことを考えている。

指定期間制度の活用については、保育業務委託は地方自治法上の管理委託に該当しないことから、指定期間制度ではなく業務委託の方向で検討を進めているところである。

建設農林委員会

委員長 宮本増憲

問 中山間地域等直接支払制度について

答 各集落からのマスタープランの中でどのような取り組みがなされているのか。また、これまでの取り組みで遊休地等の解消について効果は上がっているのか。

答 平成12年度から16年度までの前期については、旧市町村では合計94集落で協定を結んでいたが、新市になつて今年度協定を結んだのは87集落で前期より7集落減少となっている。その大きな原因として

は、事業実施集落の参加者が高齢化しているために実施要綱どおりの共同作業ができなくなつたことやりдерトとなる人がいなくなつたことがある。また隣接する集落が共同で事業を実施することとなり合併したことなどが挙げられる。

マスタープランは、前期事業では国土の保全が主目的であったが、後期事業では保全だけでなく生産性や収益性も追加条件になっている。

遊休地等の解消については、現地確認や報告書等を受けて確認しているが、概ね適正な管理がなされており、効果が上がっていると考えている。

国土調査について

問 県などの工事で現地調査を実施すると現状と地籍調査との相違があり、それによつて事業ができない箇所がある。こういう誤差が生じた場合、図面訂正など市の対処方法は。

答 当時の測量の精度等によるものであるが、事業の担当者と協議の上修正を行つておらず、法務局とも協議を行ながら対応している。